

お申込・お問合せ

一般社団法人京都産業会館

〒600-8009

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地

京都経済センター 6階

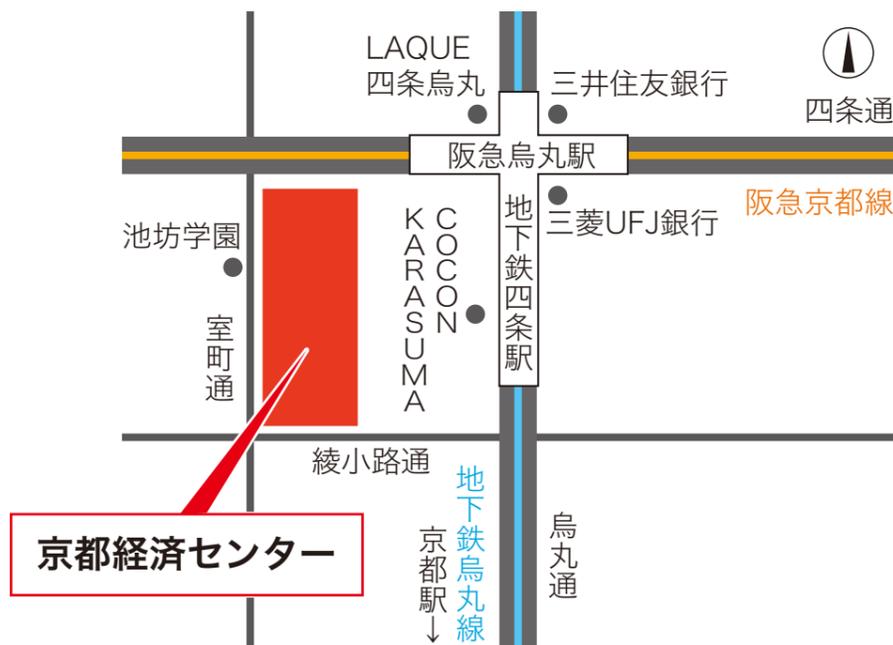
電話・・・・・・075-351-1300

FAX・・・・・・075-351-1302

Eメール・・・front@ksk.or.jp

WEB・・・・・・http://www.ksk.or.jp

アクセス



※記載内容は、現行時点での計画に基づく案内書につき、京都産業会館ホール使用要領等の決定に伴って、予告なく変更することがあります。

※その他、設備備品の内容、乗入れ車両の制限、駐車場の利用方法、搬入搬出の方法、設営・装飾・電気・照明・音響・映像等の施工など、利用に関連する要領等は、決定次第お知らせいたします。

(2019年1月15日改定)

2019年4月OPEN

京都経済センター 京都産業会館ホール

開業前予約プラン

京都産業会館ホール メール配信サービスのご案内

見逃せない新着ニュースや
プロモーション情報等を
お届けします！

登録無料、不定期配信

PCからのご登録は
WEBサイトへ



イロイロ、できます。

■ はじめに	01
■ 基本概要	02
■ 基本使用料金表	02
■ 開業前予約の概要	03
■ 利用日と利用時間	04
■ お申込受付	04
■ 利用許可書の発行と基本使用料金等のお支払い手順	04~05
■ 利用の変更・取消し	05
■ 利用に際しての注意事項	05~06
■ 開業前予約のフロー(申請からご利用迄の主な流れ)	07~08
■ イメージ図・平面図	09~10

はじめに

2019年4月に開業する京都経済センターの京都産業会館ホールは、人々が集い交流し多様な価値を創出する同センターの中核的施設として、また地域の産業振興・活性化及び市民生活の向上等に寄与することを目的に、京都織物卸商業組合から運営業務を受託した一般社団法人京都産業会館が統括管理を行います。

このたび、京都産業会館ホールのOPENに先立ちまして、「開業前予約プラン」(利用開始日が2019年4月～2020年9月に属するお申込)を本書のとおり承ります。

なお、開業前予約プランによるご利用にあたりましては、利用許可申請書の受領をもって、本書の内容にご同意頂けたものとするほか、京都産業会館ホールの使用要領や諸規則(建設中のため発行日未定)等を遵守頂けることを前提としてお取扱いいたしますので、十分にお確かめのうえお申込を賜りますようお願い申し上げます。

※2020年10月以降のご利用申込の受付等は、2019年春迄に別途お知らせいたします。

※京都産業会館ホールの内覧会(2019年2月以降開催予定)は、予約済みのお客様を対象に別途ご案内いたします。

一般社団法人京都産業会館

開業前予約

受付期間

先行予約・一次申請
(会員限定)

2018年6月20日～
7月20日

先行予約・二次申請
(2日以上・2室以上のご利用)

2018年8月20日～
9月10日

通常予約・申請

2018年9月25日～
2019年3月末日



【ご利用期間】

2019年4月～2020年9月(利用開始日の属する月)

※詳細は03ページをご覧ください

基本概要

建物	名称	京都経済センター
	所在地	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
	規模	地下2階、地上7階建(鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造)
	交通	電車/地下鉄烏丸線四条駅、阪急電鉄京都線烏丸駅(地下道直結) バス/四条烏丸
	駐車場	地下1階・地下2階、車高制限2.1m、収容60台(有料)
	昇降機	エスカレーター/地下1階～地上2階 乗用エレベーター/5基 荷物用エレベーター/1基(荷重制限:1.6t、扉寸法:高さ2.5m横幅1.4m、 かご内寸法:高さ2.6m横幅2.0m奥行1.7m)
施設	荷捌場	地上1階/1台(車高制限3.4m)、地下1階/2台(車高制限2.8m)
	場所	地上2階の一部
	総称	京都産業会館ホール
	区画名	全室/1,318㎡(北室・中室・南室を一体で利用) 北・中室/823㎡(北室・中室を一体で利用) 中・南室/873㎡(中室・南室を一体で利用) 北室/445㎡(フラット仕様)又は(可動式客席仕様/238席[最大300人収容可能]) 中室/378㎡ 南室/450㎡
	天井高	北室:4.1m～3.7m、中室及び南室:3.5m～3.3m
	耐荷重	500kg/㎡
	内装材	天井:岩綿吸音板、床:タイルカーペット、壁:ビニールクロス
	設備	電灯、ライティングダクト、コンセント、仮設分電盤、個別空調、 電話回線、音響機器、映像機器、テーブル等 ※有料を含みます
その他	デジタルサイネージ(ホワイエ等)、喫煙所・給湯所(共用)	

基本使用料金表

■基本使用時間(8:30から17:30まで)

(税別)

会場名	区画名	面積		基本使用料金(日額)		延長料金 一時間当たり
		㎡	坪	本番日	準備日	
京都産業会館ホール	全室	1,318	399.3	480,000円	336,000円	52,800円
	北・中室	823	249.3	318,760円	223,132円	35,063円
	中・南室	873	264.5	320,000円	224,000円	35,200円
	北室	445	134.8	160,000円	112,000円	17,600円
	中室	378	114.5	158,760円	111,132円	17,463円
	南室	450	136.3	189,000円	132,300円	20,790円

※共益付帯料として基本使用料金合計の10%相当額を、別途申し受けます。

※延長料、設備備品使用料、電気使用料等は使用実績に応じて、別途申し受けます。

※上記使用料金には消費税は含まれておりませんので、別途申し受けます。

開業前予約の概要

利用期間	2019年4月～2020年9月(利用開始日の属する月)		
予約区分	先行予約 一次申請	先行予約 二次申請	通常予約・申請
受付対象	会員 (組合・会館)	会員・非会員 (一般)	会員・非会員 (一般)
利用日数		2日以上	
利用区画		2室以上	
受付期間	6月20日～ 7月20日	8月20日～ 9月10日	9月25日～ 2019年3月末日 (単日利用はご利用開始日 の6箇月前から受付します)
内定・通知	8月上旬	9月中旬	随時(選考後) ※選考にはお時間を要することが あります。
	申請内容が他者と重複の場 合は、日数・面積等を選考のう え可否をご通知いたします。 ※選考にはお時間を要するこ とがあります。		
基本使用 料金の 支払方法	基本使用料金(利用日数の合計額)は、前払金となります。 内定通知日から20日以内に基本使用料金の30%及び利用開始 日の6箇月前迄に70%(残金)をお支払い頂きます。 なお、利用申請が利用開始日の6箇月以内のときは、内定通知 日から20日以内に基本使用料金の100%(全額)をお支払い頂 きます。		

※会員とは、京都織物卸商業組合加盟商社、(一社)京都産業会館加入商社が対象です。

※国際機関等又は省庁等の行政が主催する大会や学術会議(MICE)、センタービル全施設規模の催事など、一定の条件を満たす事業のご利用については、随時ご相談を承ります。

※申請にあたり、前項による事業や京都産業会館ホール自主事業等が先に決定している日程は、ご利用できないことがあります。

利用日と利用時間

●ご利用日

京都産業会館ホール休業日を除き、ご利用頂けます。

※休業日(毎年) 1月及び6月の最終日曜日、12月31日～1月3日

●ご利用時間

(1)基本時間

8:30～17:30 ※基本使用料金に含まます

(2)基本時間外

基本時間を超えるご利用(8:30以前又は17:30以降)は、超過時間分の延長料金を1時間単位で申し受けます。(1時間に満たない場合でも1時間として算定します)

※利用時間は、利用者が最初に入館された時点から最後に退館された時点迄とします。また、利用時には会場の準備(搬入、設営、舞台・照明・音響の仕込、リハーサル等)、後始末(撤去、搬出、清掃、原状回復等)に必要な時間を含みます。

1 お申込受付

(1)京都産業会館ホールを利用される場合は、「利用許可申請書」(以下、申請書と言います)に必要事項をご記入のうえ、次の方法によりご提出下さい。

なお、申請書データはWEBサイトからダウンロード頂けます。

●FAX送信 ●郵送 ●メール送信(添付)

※ご質問等を兼ねて、申請書をご持参頂ける場合は、お手数ですが「来所日時のご予約」をお願いいたします。(ご予約無しでお越し頂きますと、窓口でお預かりのみとさせて頂く場合や営業時間外の場合はお預かりできないこともありますのでご注意ください)

(2)申請書の提出後、申請内容を当方で審査させて頂きます。また、申請内容が他の希望者と重複の場合は、日数・面積等を選考のうえ可否を決定いたします。なお、申請内容によっては、可否のご連絡までお時間を要する場合がありますほか、申請を受付できないこともあります。

2 利用許可書の発行と基本使用料金等のお支払い手順

(1)京都産業会館ホールの利用に伴い発生する料金は、基本使用料、共益付帯料及び延長料、設備備品使用料等です。基本使用料や延長料の金額は、基本使用料金表のとおりです。

(2)京都産業会館ホールの利用予約は、内定通知日から20日以内に基本使用料金の30%又は100%の入金確認後、利用許可書の発行をもって成立したものといたします。

(3)基本使用料金のお支払いの時期は次のとおりとします。

基本使用料金(利用日数の合計額)は、前払金となります。

◆利用開始日が6箇月以上先の場合

・内定通知の際に、基本使用料金の30%を請求しますので、発行日から20日以内にお支払いをお願いいたします。入金確認後、利用許可書を発行します。

・利用開始日の7箇月前を目途に、基本使用料金の70%(残金)を請求しますので、請求書記載の期日迄にお支払いをお願いいたします。

◆利用申請が利用開始日の6箇月以内の場合

・内定通知の際に、基本使用料金の100%(全額)を請求しますので、請求書記載の期日迄にお支払いをお願いいたします。入金確認後、利用許可書を発行します。

※請求書記載の期日迄に、基本使用料金(30%又は70%又は100%)の入金が無い場合は、利用を取消されたものとさせていただきます。

(4)共益付帯料のほか、延長料、設備備品使用料、電気使用料等は、利用終了後に使用実績に応じた金額を請求しますので、請求書記載の期日迄にお支払いをお願いいたします。

3 利用の変更・取消し

利用許可書の発行後、利用者の都合により、申請内容を変更するとき又は取消すときは、速やかに京都産業会館ホール係員にご連絡を頂き、所定の「利用変更取消申出書」に必要事項をご記入のうえ、発行済の「利用許可書」を添えてお申出下さい。

なお、理由の如何に拘らず、既納の前払金(基本使用料金)は返戻いたしません。(天変地異・不可抗力等の特別な場合を除きます)

※利用日、利用区画、催事内容等のご変更は、相当の理由があると認められた場合を除き認められません。

なお、変更を認める場合においては、新たなお手続きを要します。

※変更又はお取消しの時期に拘らず、前払金(基本使用料金)に未払いがある場合及び京都産業会館ホールに発注した開催支援サービス(制作物、人件費等)で、既に発生した実費については別途申し受けますので、請求書記載の期日までにお支払い下さい。

利用に際しての注意事項

●ご利用制限

次の事項に該当するときは、予約が確定している場合や、既にご利用されている場合等であっても、予約を取消し、又はご利用を中止させて頂くことがあります。

(1)申請書の記載事項(利用者、利用目的、利用内容等)が実際とは異なるとき。

(2)指定日迄に前払金(基本使用料金の30%、70%又は100%)のお支払いが無いとき。

(3)京都産業会館ホールの利用権の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸したとき。

(4)京都産業会館ホール使用要領、その他京都産業会館ホールが定める規則等に違反したとき、又はこれらに基づく京都産業会館ホール係員又は京都産業会館ホールが指定する者の指示に従わなかったとき。

(5)関係官公庁より中止命令が出たとき。

(6)建物、設備及び備品を損傷する恐れがあるとき。

(7)管理運営上支障のあるとき又は支障が予測される時。

(8)宗教団体・政治団体又はこれらに類するものによる利用をはじめ、京都産業会館ホールの設置目的に相応しくないと判断したとき。

(9)公の秩序、風俗を害したり、法律に違反するおそれがあるとき、その他京都産業会館ホールが予約の取消し又は利用の中止が必要と判断したとき。

(10)暴行、脅迫、威圧的不当要求及びこれに類する行為が認められるとき又は予測される時。

(11)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団又は指定暴力団員等、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織等、反社会的勢力による利用又はその活動等の助長が予測される時。

●免責事項

(1)上記「ご利用制限」により京都産業会館ホールが予約を取消し、又はご利用を中止させて頂いた場合、これによって利用者及び第三者に生じた損害については、一切賠償の責任を負いません。また、この場合、ご入金済の基本使用料金についても返戻いたしません。

(2)天災、火災、その他不可抗力によって京都産業会館ホールのご利用が困難になった場合、既にお納め頂いた前払金(基本使用料金)は返戻いたしますが、これによる催事の中止に伴う損害については、一切賠償の責任を負いません。

(3)展示品並びに利用者及び第三者の所有物の、盗難・毀損等による損害については、一切賠償の責任を負いません。

●損害賠償

(1)京都産業会館ホール内外の建造物・設備・備品を汚損・毀損又は紛失されたときは、利用者は、これを原状回復し又は京都産業会館ホールが算定した、原状回復に要する直接及び間接の費用の一切を賠償して頂きます。なお、汚損・毀損又は紛失の事態が生じた場合は、速やかに京都産業会館ホール係員へご連絡下さい。

(2)上記のほか、利用者が京都産業会館ホールの使用要領や諸規則に違反された場合は、これによる損害の賠償を請求することがあります。

開業前予約のフロー（申請からご利用迄の主な流れ）

■ご利用希望者

先行予約

- ◆一次申請受付(会員限定)
6月20日～7月20日
(許可申請書のご提出)
- ◆二次申請受付
8月20日～9月10日
(許可申請書のご提出)

通常予約

- ◆申請受付
9月25日～2019年3月末日
(許可申請書のご提出)

※単日利用は6箇月前から受付

□ご利用者

- 基本使用料金のお支払い
(内定通知日から20日以内に
基本使用料金の30%又は100%)

【利用開始日の6箇月前迄】

基本使用料金の70%(残金)のお支払い

↓

【利用開始日の2箇月前迄】

利用計画書(車両やスケジュール等の詳細)、
会場設営申請書、各種お申込書の届出準備

↓

【利用開始日の1箇月前迄】

利用計画書(広報資料を含む)の届出

↓

【利用開始日の20日前迄】

会場設営申請、各種お申込、その他ご希望の
打合せ(来館予約を要します)

【請求書発行日から20日以内】

精算金のお支払い

利用日

- ※予約状況カレンダー発表
(一次申請決定後)
- ※予約状況カレンダー更新
(二次申請決定後)
- ※予約状況カレンダー更新
(毎月予定)

□京都産業会館ホール

- 選考
↓
可否のご通知
▶ 一次選考結果: 8月上旬
▶ 二次選考結果: 9月中旬
以降、随時選考のうえ可否をご通知いたします。
↓
内定の通知(基本使用料金の30%又は
100%の請求書発行)

- 利用許可書の発行
↓
【利用開始日の約7箇月前】
基本使用料金の70%(残金)
の請求書発行

会場設営申請の承認、
各種お申込の手配、
ご希望への対応

精算金の請求書
(共益付帯料、延長料、
設備備品使用料等)発行

イメージ図



センタービル
(北西角)



1階ロビー
(オフィスエリア)



2階エントランス



2階ホワイエ



京都産業会館ホール全室
(南西から北東方向)



京都産業会館ホール全室
(北から南方向)



京都産業会館ホール中・南室
(南西から北東方向)

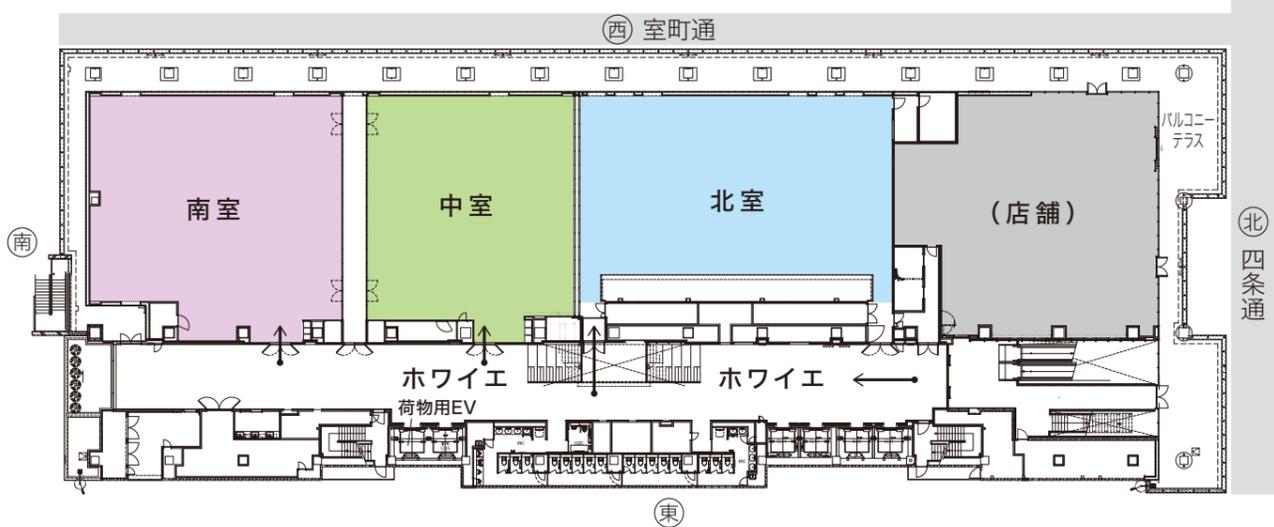


京都産業会館ホール北室
(可動式客席仕様)



京都産業会館ホール北室
(可動式客席仕様)

2階 平面図



2階 区画平面図

